

令和5年度から適用される主な税制改正

◆住宅借入金等特別（税額）控除の見直し

住宅借入金等特別（税額）控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに居住の用に供した者が対象）したうえで、令和4年以降に居住の用に供した場合の特別控除について、以下(1)～(4)のとおり改正されます。

- (1) 控除率が現行1%から0.7%に引き下げ^(注)
- (2) 市民税・県民税の控除上限が97,500円に引き下げ^(注)
- (3) 新築住宅等の控除期間が最長13年に延長
- (4) 借入限度額が下表のとおり改正（令和4・5年中入居）

住宅の環境性能など		借入限度額
新築住宅 買取再販	長期優良・低炭素	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円
	その他の住宅	3,000万円
中古住宅	長期優良・低炭素・ZEH水準省エネ ・省エネ基準適合住宅	3,000万円
	その他の住宅	2,000万円

(注) 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得^{※1}に該当する場合、控除率は1%、控除限度額は136,500円になります。

※1 特別特例取得とは、住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）の住宅の取得等のうち、居住用家屋の新築で、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等で、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間内に契約が締結されたものをいいます。

◆成年年齢の引き下げに伴う改正

市民税・県民税において、合計所得金額が135万円以下である未成年者は非課税の対象となりますが、民法上の未成年年齢の引き下げに伴い、対象となる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。なお、未成年であるかは1月1日時点の民法上の年齢で判断されます。

令和5年度は平成17年1月3日以降に生まれた人を未成年として扱います。

なお、婚姻している場合は成人とみなされます。

◆セルフメディケーション税制適用期限の延長

平成29年1月1日から令和3年12月31日までに適用されていたセルフメディケーション税制^{※2}は、令和8年12月31日までの適用に延長されました。

※2 セルフメディケーション税制とは医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。